

《事業計画の変更について》

現在の事業計画書の資金計画は、補助期間が令和7年度までとなっており、次年度以降も補助事業による事業執行を継続していくためには、事業期間の延長及び資金計画の変更が必要となります。そのため、土地区画整理法の規定により、土地区画整理事業事業計画（第6回変更）について、沖縄総合事務局及び沖縄県と事前協議を重ね、令和7年10月に西原西地区土地区画整理事業の事業計画の変更を行いました。

事業計画の主な変更内容は、近年の物価上昇に伴い資金計画の変更を行い、事業進捗の状況により施行期間を延長しております。

新たな総事業費及び施工期間は以下のとおりとなっております。

	変更前	変更後	備考
《総事業費》	132.5億円	145.5億円	13億円増額
《施行期間》	令和9年3月31日	令和16年3月31日	7年延長

地権者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

《土地区画整理事業の流れ》



西原西地区

令和8年1月作成

第11号

区画整理だより



令和7年11月撮影

【お知らせ】

- ・令和7年10月に事業計画の変更を行い、完了年度、総事業費が変更となりました。変更後の完了年度、総事業費については裏面に記載しています。
- ・新県道浦添西原線沿いの一部の街区について、宅地造成とインフラ整備（上下水道管）が完了しており、仮換地のお引渡し及び使用収益開始に向けて画地確定測量を実施しております。測量においては、対象となる地権者の方々と個別に境界の立会確認を行う必要があり、対象となる方々については「立会のご案内」を郵送する予定です。ご案内が届いた地権者の皆様は境界立会等へのご協力をよろしくお願いします。

担当課

西原町役場 都市整備課（区画整理係）

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

TEL：098-945-5041 FAX：098-945-4580

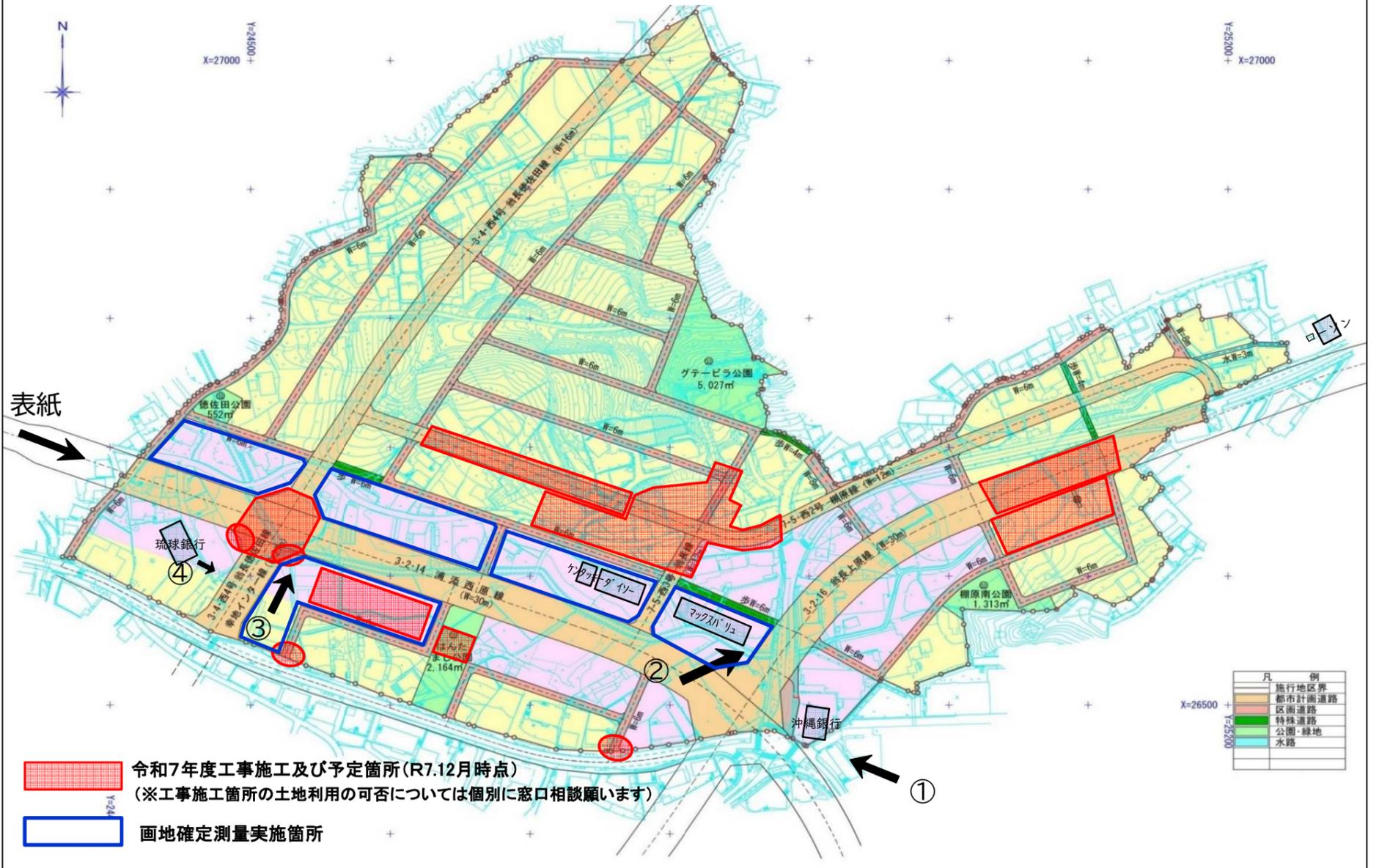
E-mail：kukaku@town.nishihara.okinawa.jp

ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp/

（各種申請書等のダウンロードができます。過去の区画整理だよりも掲載しています）



那覇広域都市計画事業 西原西地区土地区画整理事業 計画平面図



①坂田交差点から浦添市側方向整備状況(R7.11月撮影)



②坂田交差点側から上原方向整備状況(R7.11月撮影)



③幸地IC側から徳佐田方向整備状況(R7.11月撮影)



④翁長徳佐田線整備状況(沖縄県整備区間含む)(R7.11月撮影)